人材紹介申込書

エンプロ株式会社 御中

申込日			
会社名	0	代表TEL	0
フリガナ	0	代表FAX	0
	= 0	URL	
所在地	0	代表/役職	0
	0	代表者名	0

	契約書の送付先	①契約先に同じ	
送付先名·支社等	0	部署	0
	= 0	役職	0
送付先住所	0	担当者	0
	0	TEL	0

	請求書の送付先	①契約先に同じ	
送付先名·支社等	0	部署	0
	〒 0	役職	0
送付先住所	0	担当者	0
	0	請求先FAX	0
支払規定	0	送付先Email	0
	0 0	支払方法	銀行振込

■紹介手数料

プラン/雇用形態	求人内容	料金(1人採用ごとの料金)	
		想定年収×30%(税別)	
※想定年収とは、月給×12か月分、諸手当、年間賞与を合算したものを指します。			

採用決定者が入社後3か月以内に、本人の都合による退職または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了したときは受領した紹介手数料から次に定める金額を貴社に返金いたします。

- (1)入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (2) 入社後1か月以内に雇用契約が終了した場合 80%

ご確認日	年	月	日
ご担当者名			印

人材紹介申込書

求人申込に際しての確認事項

この度は、エンプロ株式会社をご用命いただき、誠にありがとうございます。

ご利用にあたりましては、より良いサービスをご提供させていただきますために、次の点をご確認の上、お申込み下さいますようにお願い申し上げます。

【1】人材紹介は、当社が第三者として間に入り、貴社の採用条件を求職者に明示し、また求職者より開示された業務遂行能力等の個人情報(「履歴書」「職務経歴書」)を貴社に提供すること等のお世話をすることにより、最終的に貴社と求職者の雇用関係を円滑に成立させることを目的とするものです。

【2】求人お申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により貴社の責任において明示していただきます。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめ電子メールにより明示してください。求人のお申込みの内容が法令に違反なる場合、また賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、弊社が妥当でないと判断した場合にはお申込みをお受けできない場合がございます。

【3】1.求職者より開示された「履歴書」「職務経歴書」の個人情報は、登録時点で求職者自身の責任において記載・提出いただいたものです。従いまして、面接段階においては必要に応じて、求職者本人より直接、自筆による最新の履歴書、職務経歴書を、資格取得者の求人であれば当該資格取得を証明する書類等の提出を求めて頂きますようお願いいたします。

2.弊社は、貴社が求職者を選考するにあたって必要と認められる限度において、求職者の氏名、職務経歴等の個人情報を開示・提供いたします。また、貴社におきましては、求職者の個人情報を厳重に管理し、正当な理由なく漏らさないようお願いいたします。

- 【4】貴社が採用を希望されても求職者が採用をお断りすることもございますのでご了承下さい。
- 【5】採用が確定した場合、貴社から当社に対し『採用決定確認書』を交付していただきます。
- 【6】紹介手数料は採用が決定、入社を確認後、すみやかにご請求させていただきます。
- 【7】紹介手数料は、料金に消費税を加算させていただきます。
- 【8】紹介手数料

契約形態	システム	料金(1人採用ごとの料金)
人材紹介	変動料金	想定年収×30%(税別)

【9】※変動料金制の場合の「想定年収」=月額給与(基本給に通勤手当を除く全ての手当の加算額)×12ヶ月分と年間賞与基準額の加算額(年間賞与基準額が業績等で変動する場合は月給×14か月分で算出)

※最低紹介手数料は30万円とします。

【10】採用決定者が入社後3ヶ月以内に、本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了したときは、受領した紹介手数料から次に定める金額を貴社に返金いたします。

- (1)入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (2)入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- ※採用時の雇用契約期間が3ヶ月未満の場合、初回雇用契約を中途終了した場合のみ適用します。
- ※派遣契約からの直接雇用転換については返金規定の適用外とします。

尚、本書の有効期間及び保存期間は3年間とします。

「人材紹介基本契約書」をご締結いただいた場合は、当該人材紹介申込書の定めが優先するものとします。